

今泉祇園社 神輿渡御行事
(いまいずみぎおんしゃ みこしとぎょぎょうじ)



1. 文化財分類 無形民俗文化財
2. 名称 解除「今泉祇園囃子」
(指定 平成元年 9 月 1 日)
指定「今泉祇園社 神輿渡御行事」
3. 所在の場所 横手市十文字町睦合字川前地内 他
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
祇園講 横手市十文字町睦合字川前 1 7 3
5. 文化財の概要
今泉祇園社の神輿渡御は、寒梅山永泉寺境内にある祇園社の 8 月 15 日の祭礼の際に行われ、翁面が付いた御幣を先払いとして、獅子舞を先頭に神輿と共に祇園節や神楽の一行が川前・荒所・中島・駒引（旧今泉村の範囲）の集落を巡行する。行程の 4 ヶ所ほどに御神輿宿があり、それぞれで獅子舞と祇園節が神輿の脇で披露（奉納）される。神楽は、道中のみ演奏される。
神輿渡御及び祇園節は、文政 11 年(1828)の上方での神輿購入とそれを海路北前船と雄物川の水運を利用して村に運ぶ道中で若者が流行り唄を習得したことから始まったという。祇園節一行は、囃し方（歌、胴締め太鼓・鼓・摺鉦）

と踊り子（小中学生女子数名）で構成され、行程の中の集落の辻など4ヶ所で祝詞の奏上の間に重ねるように披露される。獅子舞は、祇園節と同じ4か所で舞われるほか、求めに応じて各家の前で舞われる。舞の中に、口割の所作が入る。神楽は、祇園講とは別の五兵衛講が行う。

伝承によれば、永泉寺が小野寺氏配下の今泉城主菊池（または佐藤）采女守によって元亨2年(1323)に建立された時に牛頭天王も勧請されたといわれる。一般的に牛頭天王の信仰は、水を司る神として水辺に深く結びついている。享和2年(1802)に地元肝煎りの発願により、一尺五寸四方の小社から八尺四面の祇園社に建替えが行われて鎮守となった。文化5年(1808)に今泉村で疫病が流行したため、文化6年(1809)に上京して牛頭天王尊像を改めて勧請したと伝わる。今泉地区は、雄物川に隣接した場所に立地しており川役や河川敷での採草作業によってツツガムシ病に罹患することが多かったことから、牛頭天王を祀る祇園社を鎮守としたといわれる。

6. 文化財としての価値

横手市内にはいくつかの神輿渡御行事があるが、今泉祇園社の神輿渡御行事は、ツツガムシ病忌避・平癒を祈願した唯一のものである。また、獅子舞と祇園節及び神楽というその構成において地域的特徴を示している。さらに、江戸時代に北前船と雄物川の水運で運ばれてきた神輿がそのまま使われていることなど貴重な祭礼である。

7. その他・参考事項

- ・神輿は、昭和12年に塗替えなどの補修を行って使っている。
- ・祇園節は、祇園社の神輿渡御行事の中で獅子舞などと共に行われる一連の所作の一つであり、独立したものではない。
- ・祇園節は、既存の祇園社での祭礼に神輿購入の際の運搬の道中で習得したとされ、独自の来歴を持つものではないこと。
- ・神輿渡御行事全体（神輿渡御、獅子舞、神楽、祇園節）として、地域でのツツガムシ病忌避・平癒への祈りであり、「祇園囃子」のみでは本来の意義を十分に示すことができない。

神輿渡御の一行は、祇園節の一行を含んで以下のような順番で出発する。
先祓い・警固・御旗・獅子梵天・獅子頭・獅子後持・獅子口割・獅子太鼓・獅子笛・神楽代表・神輿役人・神輿後役人・神輿脇添・押梵天・惣押・挟箱・堂守・呼出・神輿・鉾傘・梵天・世話係・先払取締・祇園節舞子・祇園節一行

神輿渡御行事

出発の様子（翁面が先頭）



行列の様子（神輿と祇園節の一行）



祇園節の披露



獅子舞の披露



神楽（五兵衛講）の様子

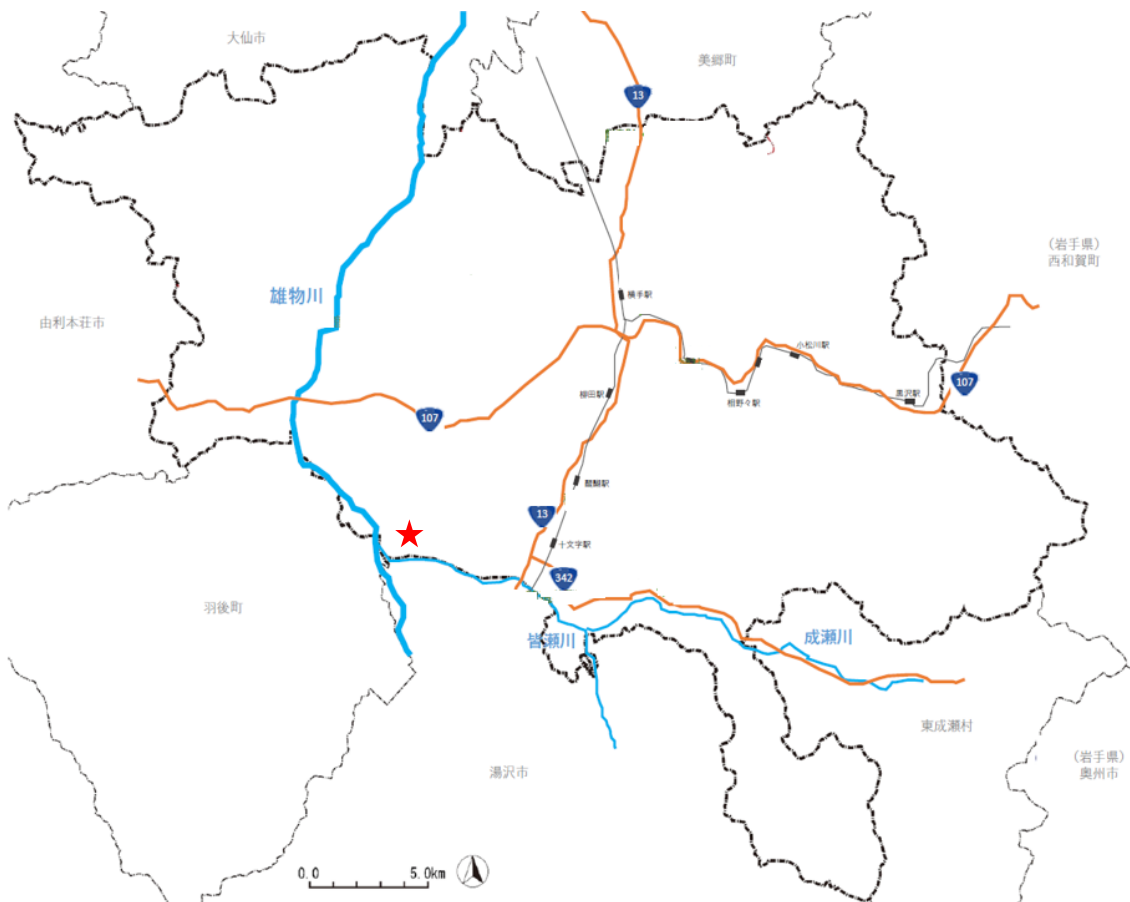


神輿渡御全体の様子



お初穂箱の中の胡瓜

実施場所 横手市における十文字町睦合川前（旧今泉村の一部）の位置



神輿の巡行順路 と 獅子舞 及び 祇園囃子披露地点

